

厚生労働科学研究の成果に関する評価

(令和5年度報告書)

厚生科学審議会
科学技術部会

令和6年7月18日

厚生労働科学研究の成果に関する評価（令和5年度報告書）

1. はじめに	1
2. 評価目的	2
3. 評価方法	
1) 評価の対象と実施方法	4
2) 各研究事業の記述的評価	5
3) 終了課題の成果の評価	5
4) 評価作業の手順	7
4. 評価結果	
1) 評価対象である研究事業の一覧	8
2) 各研究事業の記述的評価	
I. 行政政策研究分野	
1. 政策科学総合研究事業	
(1) 政策科学推進研究事業	10
(2) 統計情報総合研究事業	12
(3) 臨床研究等 ICT 基盤構築・人工知能実装研究事業	14
(4) 倫理的法的社会的課題研究事業	16
2. 地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業	18
3. 厚生労働科学特別研究事業	20
II. 疾病・障害対策研究分野	
1. がん対策推進総合研究事業	
(1) がん政策研究事業	22
2. 生活習慣病・難治性疾患等総合研究事業	
(1) 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業	24
(2) 女性の健康の包括的支援政策総合研究事業	26
(3) 難治性疾患政策研究事業	28
(4) 腎疾患政策研究事業	30
(5) 免疫アレルギー疾患政策研究	32
(6) 移植医療基盤整備研究事業	34
(7) 慢性の痛み政策研究事業	36
3. 長寿・障害総合研究事業	
(1) 長寿科学政策研究事業	38
(2) 認知症政策研究事業	40
(3) 障害者政策総合研究事業	42
4. 感染症対策総合研究事業	
(1) 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業	44

(2) エイズ対策政策研究事業	・ ・ ・ ・ ・	46
(3) 肝炎等克服政策研究事業	・ ・ ・ ・ ・	48
Ⅲ. 健康安全確保総合研究分野		
1. 地域医療基盤開発推進研究事業	・ ・ ・ ・ ・	50
2. 労働安全衛生総合研究事業	・ ・ ・ ・ ・	52
3. 食品医薬品等リスク分析研究事業		
(1) 食品の安全確保推進研究事業	・ ・ ・ ・ ・	54
(2) カネミ油症に関する研究事業	・ ・ ・ ・ ・	56
(2) 医薬品・医療機器等レギュトリーサイエンス政策研究事業	・ ・ ・ ・ ・	57
(3) 化学物質リスク研究事業	・ ・ ・ ・ ・	59
4. 健康安全・危機管理対策総合研究事業	・ ・ ・ ・ ・	61
3) 終了課題の成果の評価	・ ・ ・ ・ ・	63
5. 研究事業全体の評価	・ ・ ・ ・ ・	65

1. はじめに

厚生労働科学研究は、「厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること」を目的として、社会的要請の強い諸課題を解決するための新たな科学的基盤を得るため、競争的な研究環境の形成を行いつつ、行政的に重要で先駆的な研究を支援してきた。厚生労働科学研究には、目的志向型研究 (Mission-Oriented Research) という役割があり、国民の健康・安全確保を推進する政策等に着実に貢献しえる研究成果が求められるところである。

研究の評価に関しては、科学技術基本法（平成 7 年法律第 130 号）に基づき策定された第 2 期科学技術基本計画（平成 13 年 3 月閣議決定）に、優れた成果を生み出す研究開発システムの必要性が指摘されたことから「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 13 年 11 月内閣総理大臣決定。以下「旧大綱的指針」という。）が策定され、さらに平成 16 年度には、旧大綱的指針のフォローアップに基づき、我が国における研究開発評価システムの更なる発展を図るため旧大綱的指針が見直され、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 17 年 3 月内閣総理大臣決定）が策定された。

近年の経済・社会における研究開発への期待の高まり等に対応していくため、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進に関する法律」（平成 20 年法律第 63 号）の制定などによる研究開発強化への取組の推進に対応して、より実効性の高い研究開発評価の実施推進を図るため、平成 20 年 10 月には、評価結果を次の研究開発につなげ、成果の国民・社会への還元を迅速化、被評価者の積極的関与を促進して評価を効率化するなど、さらに指針を見直して「国の研究開発評価に関する大綱的指針」が改定された。

その後、平成 23 年 8 月に閣議決定された第 4 期科学技術基本計画には、科学技術イノベーション政策における PDCA サイクルの確立と研究開発評価システムの改善及び充実の必要が、平成 28 年 1 月の第 5 期科学技術基本計画には、Society5.0 の推進、イノベーションの創出が謳われた。令和 2 年には近年の科学技術・イノベーションの急速な進展により、人間や社会の在り方と科学技術・イノベーションとの関係が密接不可分となっていることを踏

まえ、従来の「科学技術基本法」を変更する形で「科学技術・イノベーション基本法」が成立した。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大等を踏まえ、令和３年３月にはグローバル課題への対応と国内の社会構造の改革の両立の観点等を盛り込んだ第６期科学技術・イノベーション基本計画が策定されたところである。また、総合科学技術会議における意見具申を受け、平成２４年１２月、さらには平成２８年１２月に「国の研究開発評価に関する大綱的指針」が改正された。（２～３ページ＜参考１＞参照）。

これらに対応するため、厚生労働省では平成１４年８月に「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」を策定し、その後旧大綱的指針の改定等を踏まえて適宜改定（平成１７年８月、平成２０年４月、平成２１年１２月、平成２２年４月、平成２２年１１月、平成２７年４月、平成２９年３月）を行い、研究開発評価の一層効果的な実施に努めてきた。（３～４ページ＜参考２＞参照）。

特に、厚生科学審議会科学技術部会では、平成１５年度より厚生労働科学究費補助金の制度及び成果を概観し、課題採択や資金配分の結果の適切性及び研究成果について評価を行っている。以上の背景を踏まえ、厚生労働省厚生科学審議会科学技術部会では、厚生労働科学研究補助金の成果の評価を「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」に基づき行うものである（３～４ページ＜参考２＞参照）。

２．評価目的

厚生科学審議会科学技術部会は、厚生労働科学研究について、行政施策との連携を保ちながら、研究開発活動と一体化して適切な評価を実施し、その結果を有効に活用して、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発を推進しつつ、その効率化を図ることにより、一層優れた研究開発成果を国民、社会へ還元することを目的として評価を実施する。

評価結果については、研究費等の研究開発資源の配分への適切な反映等を行うことにより、研究開発の一層効果的な実施を図るものである。

＜参考１＞

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成２８年１２月２１日内閣総理大臣決定）

第１章 基本的考え方

Ⅱ．研究開発評価の改善への新しい取組（改定の方角）

第５期科学技術基本計画の根幹である「科学技術を振興し、研究開発成果を経済・社会の発展

に活かす」を実現するため、また、前回大綱的指針では十分に対応できなかった課題を解決するため、以下の観点から改定を行う。

1. 実効性のある『研究開発プログラムの評価』のさらなる推進

イノベーションを創出するためには、あるべき社会の姿を描き、その実現に向けて必要な手段を組み合わせることで解決を図ることが必要である。また、国費を用いてイノベーションを生み出すためには、あるべき社会の姿の実現を政策・施策等の目的として、具体的な政策・施策等の目標を設定し、それに必要な研究開発課題等の活動を組み合わせることで実行することとなる。

このとき、これらの活動のまとめりとして構成した『プログラム』の単位で研究開発を推進し、『プログラム』を推進する主体の行動及びその結果を評価していくことが重要であることを踏まえ、『研究開発プログラムの評価』のさらなる推進を図る。

このため、研究開発プログラムの評価の意義を再徹底するために、『研究開発プログラム』の定義や求められる要件、研究開発プログラムとして評価すべき点等についての記述を充実する。

2. アイデアの斬新さと経済・社会インパクトを重視した研究開発の促進

第5期科学技術基本計画の趣旨を踏まえ、アイデアの斬新さと経済・社会インパクトを重視した研究開発や、非連続なイノベーションの創出を重視した研究開発等を促進するにあたっては、既存の研究開発で用いていた評価項目・評価基準を用いた評価ではその促進を妨げることにものかなく、研究開発の特性に応じた評価が求められる。

このため、第5期科学技術基本計画で求められる研究開発及びそのマネジメント等に対応した研究開発評価に係る留意事項を新たに追加する。

3. 研究開発評価に係る負担の軽減

研究開発評価は、本来なすべき研究開発等の活動、意思決定、政策遂行の妨げになってはならず、本末転倒にならぬよう、現場に過度の負担を強いることなく、イノベーション創出等、研究開発成果の最大化に向けた実効的な評価とする必要がある。

このため、研究開発評価に係る負担の軽減にかかる留意事項を可能な限り具体化するとともに、前回大綱的指針の記述のうち、関連する留意事項を集約する。

<参考2>

「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（平成29年3月24日一部改正）

第5編 研究開発プログラムの評価

第1章 評価の実施主体

研究事業の所管課が外部評価により評価を行う。なお、評価者の選任に当たっては、公平性の確保の観点から利害関係者を加えないことを原則とし、評価者名を公表する。

第2章 評価方法

研究開発評価は、その実施主体や評価対象、評価時期等において極めて多様である。特に、国費を用いて実施される研究開発は、様々な機関間の階層構造や機関内の階層構造の下で重層的に実施されていること、さらに研究開発は、事前・中間・事後・追跡評価と時系列的にも相互に関連しながら連続して実施されていくことから、評価については、実施したプロセスの妥当性や副次的成果、加えて、理解増進や研究基盤の向上など、次につながる成果を幅広い視野から捉え、総体としての目標の達成度合いを成否判定の基本とするとともに、その成否の要因を明らかにする。

また、個別課題の研究開発成果等に対して繰り返して重複した評価が実施されないよう、個々の個別課題等の評価結果を活用するなどしてそれらを全体として効果的・効率的に評価する。

第3章 評価の観点

政策評価の観点も踏まえ、研究事業の特性に応じて、必要性、効率性及び有効性、さらには、対象となる研究開発の国際的な水準の向上の観点等から評価を行う。特に政策評価における政策目標との整合性を重視して行う。

「必要性」については、行政的意義（厚生労働省として実施する意義及び緊急性等）、専門

的・学術的意義（重要性及び発展性等）及び目的の妥当性等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性及び発展性等）、社会的・経済的意義（産業・経済活動の活性化・高度化、国際競争力の向上、知的財産権の取得・活用、社会的価値（国民の健康・安全等）の創出、国益確保への貢献及び政策・施策の企画立案・実施への貢献等）及び国費を用いた研究開発としての妥当性（国や社会のニーズへの適合性、機関の設置目的や中期目標等への適合性、国の関与の必要性・緊急性及び他国の先進研究開発との比較における妥当性等）等がある。

「効率性」については、計画・実施体制の妥当性等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、計画・実施体制の妥当性、目標・達成管理の妥当性、費用構造や費用対効果の妥当性及び研究開発の手段やアプローチの妥当性等がある。

「有効性」については、目標の達成度、新しい知の創出への貢献、社会・経済への貢献及び人材の養成等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、目標の実現可能性や達成のための手段の存在、研究者や研究代表者の能力、目標の達成度、新しい知の創出への貢献、（見込まれる）直接の成果の内容、（見込まれる）効果や波及効果の内容、研究開発の質の向上への貢献、実用化・事業化の見通し、行政施策実施への貢献、人材の養成及び知的基盤の整備への貢献等がある。

第4章 評価結果の取扱い

研究開発プログラムを実施する主体は、その評価結果について、それぞれの特性に応じて予算、人材などの資源配分への反映、当該研究開発施策の改善に反映させる等の活用を図る。また、評価結果は、ホームページ等で公表するものとする。公表に当たっては、個人情報・企業秘密、国家安全保障等や未発表の研究開発成果・知的財産等について、それらを保護する観点から十分に配慮することとする。

3. 評価方法

1) 評価の対象と実施方法

評価対象は、（１）厚生労働科学研究の各研究事業及び（２）令和５年度終了課題の成果である。

令和５年度終了課題の評価は、厚生労働科学研究成果データベースの「行政効果報告（助成研究成果追跡資料）^{注１}」（図１）に登録された令和６年７月１日時点のデータを基礎資料として使用した。

^{注１}：「行政効果報告（助成研究成果追跡資料）」は、平成１７年度の研究成果の報告より新たに導入したもの。厚生労働科学研究事業の成果について継続的な評価を行うため、研究者に対して、研究終了年度から５年間は随時WEB上でデータを更新することをお願いしている。

なお、「食品の安全確保推進研究事業」の一部の課題及び「健康安全・危機管理対策総合研究事業」の一部の課題については、令和６年４月から消費者庁又は国土交通省に移管されたことに伴い、令和５年度に実施された該当課題については、本評価の対象から除いている。

2) 各研究事業の記述的評価

各研究事業の記述的評価は、これまでの事業の成果に基づいて、評価委員会が作成した。

その過程で各研究事業所管課（室）に「厚生労働科学研究の成果のまとめ（令和５年度）」（資料２－２）を以下の項目に従って作成することを依頼し、記述的評価作成のための参考資料とした。

- １．研究事業の基本情報
- ２．研究事業の予算、課題採択の状況
- ３．研究事業の目的
- ４．研究成果及び政策等への活用状況
- ５．研究成果の評価
- ６．改善すべき点、及び今後の課題

※論文、学会発表等の件数は、令和４年度終了課題を集計したものである。

3) 終了課題の成果の評価

平成１７年度より、研究代表者が、研究終了課題の成果を随時WEB上で登録できるシステムを構築したことから、平成１７年度終了研究課題より、当該研究課題の研究代表者に対して終了課題の成果のWEB入力を依頼し、その結果を基礎資料とした。調査項目は、成果と発表状況に関して行った。詳細は表１のとおりである。

表 1

1.成果	
1-1	専門的・学術的観点からの成果
	(1) 研究目的の成果
	(2) 研究成果の学術的・国際的・社会的意義
1-2	臨床的観点からの成果
1-3	ガイドライン等の開発
1-4	その他の行政的観点からの成果
1-5	その他のインパクト等
2.発表状況	
2-1	原著論文

	(1) 和文
	(2) 英文等
2-2	その他の論文
	(1) 和文
	(2) 英文等
2-3	学会発表
	(1) 国内学会
	(2) 国際学会等
2-4	その他の成果
	(1) 特許の出願及び取得状況
	(2) 施策への反映件数
	(3) 普及・啓発活動
3.【主な原著論文20編】	
	(1) 同僚評価により査読された原著論文と短報
	(2) 厚生労働科学研究費の補助を受けたことが明記されたもの

行政効果報告 WEB 登録のイメージ

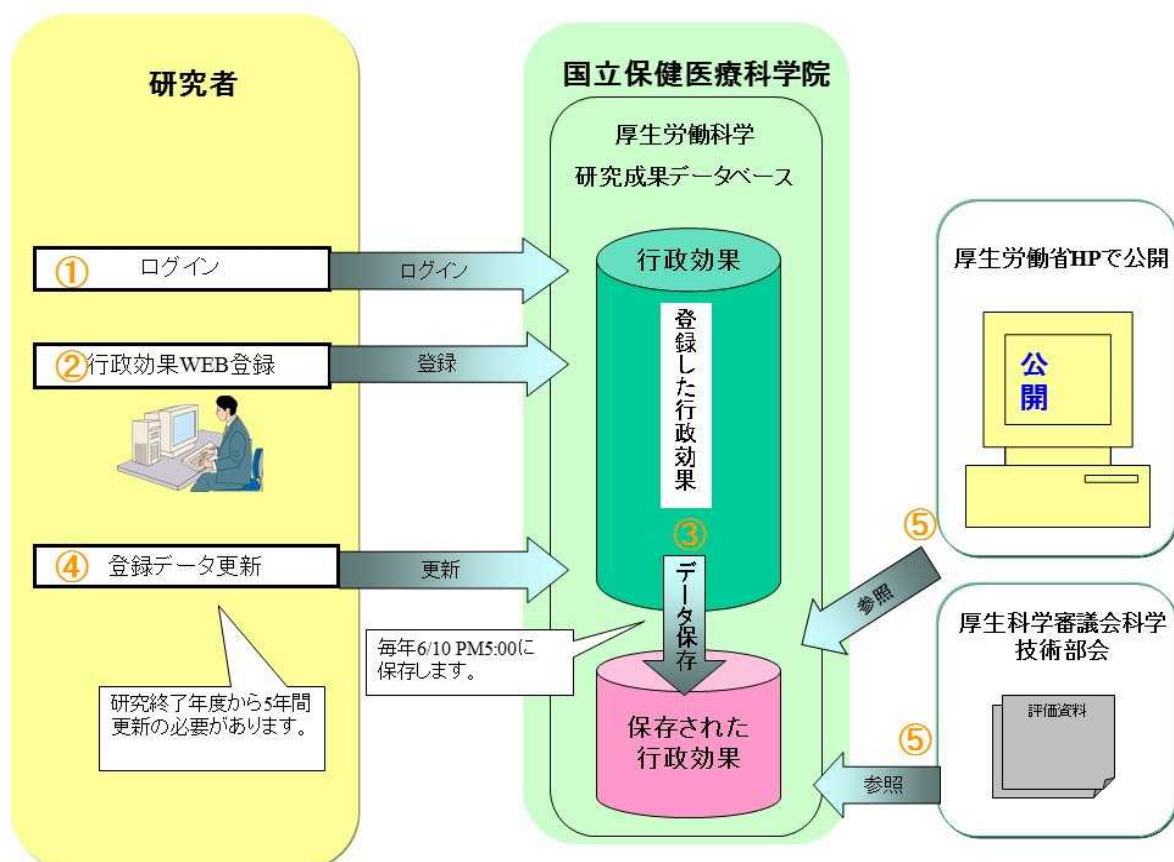


図 1

4) 評価作業の手順

各研究事業の所管課（室）より提出された評価委員会の意見が加味された資料による評価と各研究事業の研究代表者がWEB登録した研究終了課題の成果の評価を行った。

なお、今回の評価を行うに当たり、研究事業所管課が研究事業の評価を行う際の指針（3～4ページ＜参考2＞参照）で示されている観点等を参考にした。

4. 評価結果

1) 評価対象である研究事業の一覧

I. 行政政策研究分野

1. 政策科学総合研究事業

(1) 政策科学推進研究事業

(2) 統計情報総合研究事業

(3) 臨床研究等 ICT 基盤構築・人工知能実装研究事業

(4) 倫理的・法的・社会的課題研究事業

2. 地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業

3. 厚生労働科学特別研究事業

II. 疾病・障害対策研究分野

1. がん対策推進総合研究事業

(1) がん政策研究事業

2. 生活習慣病・難治性疾患等総合研究事業

(1) 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業

(2) 女性の健康の包括的支援政策総合研究事業

(3) 難治性疾患政策研究事業

(4) 腎疾患政策研究事業

(5) 免疫アレルギー疾患政策研究事業

(6) 移植医療基盤整備研究事業

(7) 慢性の痛み政策研究事業

3. 長寿・障害総合研究事業

(1) 長寿科学政策研究事業

(2) 認知症政策研究事業

(3) 障害者政策総合研究事業

4. 感染症対策総合研究事業

- (1) 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業
- (2) エイズ対策政策研究事業
- (3) 肝炎等克服政策研究事業

Ⅲ. 健康安全確保総合研究分野

1. 地域医療基盤開発推進研究事業

2. 労働安全衛生総合研究事業

3. 食品医薬品等リスク分析研究事業

(1) 食品の安全確保推進研究事業

(2) カネミ油症に関する研究事業

(3) 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業

(4) 化学物質リスク研究事業

4. 健康安全・危機管理対策総合研究事業

2) 各研究事業の記述的評価

令和5年度 政策科学推進研究事業「成果に関する評価」

(295,828千円)

1. 研究事業の概要

社会・経済構造の変化とそれに対応する社会保障の構築に資する研究を推進することにより、各施策に資する客観的根拠を得ることで効果的・効率的な社会保障施策立案を目標とする。

2. 研究事業の成果

「レセプトデータ等を用いた、長寿化を踏まえた医療費の構造の変化に影響を及ぼす要因分析等のための研究（傷病構造及びサービス提供体制が医療費構造に及ぼす影響の分析）」（令和4～5年度）では、医療・介護のレセプトデータ等を用いて、社会経済環境要因が有病率や医療介護サービスの利用率を含む傷病構造及び医療費に与える影響について、傷病別に地域単位でシミュレーション可能なデータセットを作成し、分析を行った。

「タスク・シフトによる医師労働時間短縮効果と医療機関経営上の影響に関する研究」（令和3～5年度）では、タスク・シフトを行うにあたっての業務マニュアル作成や研修など技術的な初期費用に関連するデータの収集やタスク・シフトの件数、タスク・シフト開始前後の医師及び他職種の当該業務実施にかかる一回当たり所要時間等を調査のうえ費用対効果を分析し、医師の労働時間の短縮に向けたタスク・シフト推進のための基礎資料を作成した。

「卒前教育から生涯教育に至るシームレスな総合診療医の養成・確保に関する研究」（令和3～5年度）では、総合診療医の診療範囲や担当する患者数などのパラメータを投入すれば、任意の入力値に応じて総合診療医の必要数を試算できるモデル作成の成果が得られた。また、総合診療医の養成に関連する研修プログラムをオンライン化し、地域に居ながら総合診療に関する研修を受けられる教材が開発された。

「医薬品・医療機器等の費用対効果評価における分析ガイドラインの改定に資する研究」（令和4～5年度）では、費用効果分析手法の最新動向や諸外国での分析ガイドライン等の検討、これまで日本で実施された費用対効果評価の結果等を踏まえて、「中央社会保険医療協議会における費用対効果評価の分析ガイドライン」第4版を作成した。

3. 成果の評価

社会・経済構造の変化に対応し、より質の高い効果的・効率的な施策立案を行うことが必要であり、本研究事業では社会保障施策立案に資する理論的・実証的研究が不可欠である。

省内関係部局との調整の下、施策の推進に必要なかつ緊急性の高い課題を設定し、適切な事前評価により、効率よく、優れた研究が採択・実施された。多くの研究が喫緊の行政

のニーズを反映しており、それらの成果が、医療・介護・福祉・年金・雇用等、社会保障全般に係る厚生労働行政に有効に活用された。また、中長期的観点に立った社会保障施策の検討を行う上で有用な基礎的な理論、データを蓄積する研究が行われた。

4. 改善すべき点及び今後の課題

持続可能かつ適切な社会保障制度の構築には、医学、社会学、経済学、法学、統計学等広範な分野にわたる検討が必要である。社会保障をとりまく環境が大きく変化する中、たとえば、AIによるビッグデータの解析等新たな研究手法の導入に加え、各分野の専門研究者や様々な研究機関の協力の下で、研究体制の強化に取り組むべきである。

また、国民の健康に直結する研究成果については、関係学会等の学際的評価を踏まえ、積極的な普及啓発を進めるべきである。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和5年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

令和５年度 統計総合研究事業「成果に関する評価」

(27,262 千円)

１．研究事業の概要

本研究事業は統計データを活用し、政策の企画立案に資するエビデンスの創出につなげ、医療・保健・介護・福祉・年金・雇用などの各制度の課題の解決に貢献することを目的として、統計情報の収集、分析、公表等の手法に関する研究、統計情報の精度の向上や国際比較可能性の向上に関する研究などを実施している。

２．研究事業の成果

「ICD-11 の我が国における普及・教育に資する研究（令和４～６年度）」においては、ICD-11（疾病及び関連保健問題の国際統計分類第 11 回改訂）を国内の統計基準に適用するにあたり必要なレファレンスガイドの翻訳に向けた基礎資料が提示された。

「ICD-11 の適用を通じて我が国の死因・疾病統計の向上を目指すための研究（令和５～７年度）」においては、ICD-11 に準拠した死因分類表及び疾病分類表の案が提示され、今後、社会保障審議会統計分科会疾病、傷害及び死因分類部会等における統計基準の改正に関する検討に用いられる予定である。「International Classification of Health Interventions (ICHI) の我が国における活用・普及のための研究（令和４～５年度）」においては、ICHI の最新情報の収集や課題に関する報告を行ったが、世界保健総会において ICHI が未だ採択されていないため、日本語訳の普及等を十分に行うことができなかった。

３．成果の評価

社会保障をとりまく状況が変化中、エビデンスに基づいた政策立案の必要性が高まっており、根拠を示す統計データの利活用は不可欠である。本研究事業は、統計データを活用したエビデンスを示し、政策評価にも資するエビデンスを創出するために必要である。世界保健機関（WHO）が作成する国際統計分類の改善を先導して国際貢献に資する研究や、これらの分類の我が国での適用に関する課題解決に資する研究など、必要不可欠な研究が実施された。

また、研究計画等の妥当性を省内外の動向を踏まえて評価し、必要かつ緊急性の高い研究を優先的に採択することで、効率的に研究事業を推進し、定期的実施される統計調査を見据えた計画、WHO の動向に合わせた計画・実施体制を持つ研究課題を採択することで、目標・成果が適切に管理された。

さらに、本研究事業により、ICD-11 に準拠した統計基準の使用を円滑に進めるために有効な知見や、WHO が進めている国際統計分類の開発・改善に資する有効な知見を得られた。

４．改善すべき点及び今後の課題

持続可能な社会保障制度の構築、政策評価に必要なエビデンスの創出に必要な研究課題を推進することが重要であり、今後も厚生労働統計の効果的な実施及び有効性の確保

を図りながら、国民生活の向上に寄与するためにより効率性の高い統計調査を設計していく必要がある。令和5年度においては統計基準の改正に伴う公的統計への影響検証や、統計調査の国際比較可能性の確保・向上に資する基盤整備を行った。引き続き、国内の公的統計の精度や効率性の向上を図るための研究を進めていく必要がある。また、WHOの動向を注視しながら、着実に ICHI の普及に向けた研究も進めていく。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和5年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
○	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

健康・医療分野における ICT や AI を活用することによる医療の質の向上と均てん化、診療支援基盤の構築や ICT・AI 開発のためのデータ利活用を推進し、行政政策の科学的根拠を得る。

2. 研究事業の成果

「医療現場における医療 AI の導入状況の把握、及び導入に向けた課題の解決策の検討のための研究」（令和5～6年度）では、医療機関における医療 AI の導入のハードルを明らかにし、医療 AI の普及促進や医師の働き方改革、医療 AI 産業の発展を目指して、既存の AI 製品の医療機関への認知と導入実態について大規模アンケートによる調査が行われた。

「クラウド上の医療 AI 利用促進のためのネットワークセキュリティ構成類型化と実証及び施策の提言」（令和5～令和7年度）では、全国の医療機関が安全、安心かつリーズナブルな費用で医療 AI サービスをクラウド上で利用できることを目標に、医療機関のネットワーク環境の実態調査、技術的課題抽出等が行われた。

3. 成果の評価

健康・医療分野における、ICT や AI を活用することによる医療の質の向上と均てん化、診療支援基盤の構築や ICT・AI 開発のためのデータ利活用の推進に貢献するものであり、医療データを収集し安全かつ円滑に使用できる環境を整備し、日本における ICT・AI 開発を加速させるとともに、医療現場の負担軽減につなげるために重要である。成果は医療データを利活用する基盤となるものであり、データヘルス推進本部、保健医療分野 AI 開発加速コンソーシアム、AI 戦略における議論を踏まえた政策を推進する上で不可欠である。

また研究の進捗状況を評価する中間評価委員会の評価結果を研究者へフィードバックすることで、効率的な研究事業の継続実施を図った。また事前、中間、事後の各段階で、外部有識者から構成される評価委員会で効率性の観点を重視して研究評価を行った。

4. 改善すべき点及び今後の課題

世界的に保健医療分野におけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）の流れが加速している中で、医療データを取り扱う上でのセキュリティの問題や、医療機関における AI の導入における課題など、AI 技術の社会実装に伴う課題を抽出するとともに、その対応方策の検討を行うことが肝要であることが保健医療分野 AI 開発加速コンソーシアム等で指摘されている。更に、生成 AI（対応関係を持って学習させた内容とは別の、新たな回答を生成できる AI）の急速な技術革新に伴い、政府では AI 戦略会議、AI 戦略チームが組織される等、生成 AI 技術への注目は大きく、保健医療分野においても生成 AI 技術の実装に向けた政策が求められており、更なるシステム開発と活用に向けた研究等を

実施すべきである。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和5年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

最先端の技術による想定外の影響がイノベーション推進の障壁とならないように、新たな技術がもたらす倫理的・法的・社会的課題（Ethical, Legal and Social Issues: ELSI）を抽出し、その影響度等に応じて必要な政策を立案、実施することが必要である。本研究事業は、人工知能（AI）・ゲノム医療に焦点を当て、具体的な ELSI を抽出、検討し、その解決策の提言やガイドラインを作成するための検討を行うことを目的としている。

2. 研究事業の成果

「保健医療分野におけるデジタルデータの AI 研究開発等への利活用に係る倫理的・法的・社会的課題の抽出及び対応策の提言のための研究」（令和4～5年度）では、病院に蓄積された膨大な医療情報を貴重なデータ資源として活用し、学術研究機関や医療機関のみならず、製品開発の担い手としての民間企業を含めた研究開発の手法を示すことを目的として、臨床で得られたデジタルデータを AI 医療機器開発に活用する際の論点を抽出し、諸外国の状況や国内における最新の法制度・ガイドライン・倫理指針などを調査・検討し、個人識別性の無いゲノムデータに関する利活用の可能性について明確化を図る方策を示すとともに、医用画像の仮名加工情報の加工基準及びその利活用に係るガイドライン案を作成した。

3. 成果の評価

AI 技術に関しては、医療を含む社会の諸活動を改善させ得る技術であるが、他方、人々の間には不安や懸念も抱かれており、国内外の機関で倫理的な検討が進んでいる中、それらの議論も踏まえ、保健医療分野における AI 技術に対する不安・懸念を特定しようとする当研究の試みは、人々の AI に対する信頼を獲得して利活用を促進するために必要であるため、本研究は高く評価することができる。

本研究事業は、AI の開発・利活用を持続的に推進していく上で、現行の法制度における情報の取扱いの整理を行い、ガイドラインの作成などの成果を得ており、新たな科学技術の社会実装を推進する上で有効である。

4. 改善すべき点及び今後の課題

急速に進展する生成 AI を巡っては、その利用におけるリスク等について国内外で議論がなされているところであり、今後、厚生労働分野における生成 AI 利用や開発に際しての対応策の検討が必要となることが見込まれる。

こういった最先端の科学技術の社会実装によりイノベーションを推進していくために、ゲノム医療、ICT、AI 等の科学技術の開発とこれらの科学技術がもたらす ELSI の影響が、国民の不利益に繋がることのないよう、ELSI をリアルタイムで検討する本研究事業を並行して実施していくことが必要である。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和5年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

令和5年度 地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業「成果に関する評価」
(41,250千円)

1. 研究事業の概要

地球規模の保健課題を対処するため、国際社会における協調と連携の重要性が高まる中、限られた財源を戦略的に活用して保健分野における国際政策を主導し、国際技術協力等を強化することを通じて、より効果的・効率的に国際保健に貢献し、地球規模保健課題への取組を通じてより持続可能で強靱な国際社会の構築を目指す研究等を実施する。

2. 研究事業の成果

本研究事業では、三大感染症を中心とした関連する日本企業の公的支援活用状況を分析し、国際機関等に対する拠出状況を定量化した。また、複数の国における各国のデジタルヘルス政策を分析した研究では、UHCの達成度とデジタルヘルスの成熟度に相関があることが明らかとなった。近年関心が高まりつつある栄養分野においては、日本と諸外国の栄養政策の比較分析が行われた。さらに、温室効果ガスに配慮したヘルスケアシステムの設計に関する研究では、ヘルスケアのサプライチェーンにおける温室効果ガス排出量の算定モデルを開発し、予防介護策による要介護認定者を減らす取り組みが脱炭素にも貢献するという、革新的な示唆を得た。

3. 成果の評価

日本がUHCを含む国際保健分野の様々な課題に対してより効果的に貢献し、主導するためには、蓄積した知見や経験を活用しながらも最新の国際保健情勢に留意し、その知見を更新するために、本研究事業が必要である。また、本研究では省内の関連部門や国際保健分野の経験と業績を有する専門家などが連携を深めることで、日々変化する保健情勢に対して、日本が国際社会から求められる立場に基づいた最新の研究成果を生み出すことができ、大変効率的であった。本研究事業の成果としては、G7やG20の成果物並びにWHOなどが開催する国際会議やSDGsの保健課題を選定する際の国際的な議論の場で、日本の政策の基礎として広く活用された。例えば、「栄養に関する世界的な潮流及び主要国における栄養関連施策の分析と課題抽出のための研究」の成果は、2025年のパリ栄養サミットで日本政府のコミットメント作成に活用される予定であり、総じて、この研究事業は、UHC推進やSDGs達成などにおいて我が国が国際的な影響力を発揮するにあたり、有効的であった。

4. 改善すべき点及び今後の課題

UHCとICTについてその関連性が明らかになった一方、その具体的な進め方などについては、さらなる研究の必要性が示唆された。国際保健の様々な課題は複雑化しつつあり、その主導的機関であるWHOとの連携の重要性は年々増している。これを効果的に行うためには、WHOの組織ガバナンスの問題を特定し、他の国連組織でのガバナンスの成功事例を見つける必要がある。また、G7では日本が2023年の議長国となり、「G7 Global

Plan for UHC Action Agenda」を発出した。この計画に基づき、次に日本がG7議長国となる2030年を見据えて、世界的なUHCの達成をどのように具体化し主導するかを研究することが重要である。これらの課題に対する取組は、令和7年度の研究で積極的に進められる予定である。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和5年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

令和5年度 厚生労働科学特別研究事業「成果に関する評価」

(380,667千円)

1. 研究事業の概要

本研究事業は、国民の生活を脅かす突発的な問題や社会的要請の強い諸問題について、緊急に行政による効果的な施策が必要な場合に、先駆的な研究を支援し、当該課題を解決するための新たな科学的基盤を得るとともに、成果を短期間で集約し、行政施策に活用することを目的として実施している。

2. 研究事業の成果

本研究事業は、厚生労働行政に直結する課題解決を目的に実施されており、幅広い分野において活用されている。令和5年度は、当初予算に加え、第一次補正予算144,000千円を活用し、緊急的に発生した厚生労働行政の諸課題に対応する研究等、計44課題を実施した。

具体的な成果物の例としては、国内医療機関を標的としたサイバー攻撃によるシステム障害発生時に備えたBCPを策定する上で記載すべき項目を示す確認表等の作成、医薬品から発がんリスクが懸念されるニトロソアミン類が検出される例に対応するために製薬企業から医療現場等への情報提供における留意事項をまとめた実践的なガイダンスの作成、NDBの迅速提供に向けた社会保障審議会医療保険部会等の議論の基礎資料の作成などが挙げられる。

3. 成果の評価

緊急的に発生する厚生労働行政における諸課題に対し、迅速かつ適切に研究課題を設定し、多くの研究成果を上げることができた。厚生労働科学研究の中で、このように短期間で集約的に研究を遂行できるのは本研究事業のみであり、極めて必要性の高い研究事業であった。

研究成果は、関連する審議会・検討会等における検討資料、法令や指針等の基礎資料、マニュアル等の改定として活用された他、厚生労働省の各部局における施策の企画・立案・実施等に活用され、概ね事業の目的に沿った成果を得た。

研究事業の推進にあたっては、各研究課題の進捗管理を厳密に行った結果、効率的な研究の遂行がなされた。本研究事業は原則として単年度の研究であるが、次年度以降に引き続き研究を実施すべき課題が明らかになった場合には、各部局との連携のもと継続できるようにした。

4. 改善すべき点及び今後の課題

特になし。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和5年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

「がん研究10か年戦略」を踏まえ、患者・社会と協働するがん研究を念頭において、がん対策に関するさまざまな政策的課題を解決する研究を推進する。「充実したサバイバーシップを実現する社会の構築をめざした研究」および「がん対策の効果的な推進と評価に関する研究」を重点的に推進し、第3期がん対策推進基本計画において3つの柱とされている「がん予防」、「がん医療の充実」、「がんとの共生」の実現を目指す。

2. 研究事業の成果

がん予防における成果として、HPV検査単独法による子宮頸がん検診の利益を担保するためのアルゴリズムが整理され、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」にHPV検査単独法が追加された。がん医療やがんとの共生における成果として、小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法や緩和ケアの提供に資する連携体制の構築に寄与する日本がん・生殖医療登録システムやがん疼痛遠隔コンサルテーションシステムが開始された。また、「全ゲノム解析等実行計画」のもとに設置された事業実施組織（仮称）の準備室の体制構築が進んだ。一方で、職域におけるがん検診の精度管理に関する検討については、保険者全体の実態を十分に把握できなかった。

3. 成果の評価

行政的・社会的な研究のうち、がん検診の精度管理や新たな技術の導入を推進に貢献する研究や緩和ケア提供の迅速化や均てん化に資する研究、がん対策の効果的な推進と評価に関する研究等、がん対策を推進する上で必要性・重要性の高い研究について、計画・実施体制・目標管理のもと効率的に進められており、がん検診への新しい技術の導入や、がん医療の連携体制の構築に資する極めて有用な知見が得られた。これらの成果は検討会へ報告され、政策へ活用されており、がん対策の推進に寄与した。今後も、令和5年12月に策定された「がん研究10か年戦略（第5次）」を踏まえつつ、総合的かつ計画的に研究を展開し、「第4期がん対策推進基本計画」（令和5年3月閣議決定）の着実な推進に資するよう本研究事業を行っていく必要がある。

4. 改善すべき点及び今後の課題

がんは国民の疾病による死亡原因の第1位となっており、がん対策基本法及びがん対策推進基本計画に基づいて、総合的ながん対策が進められてきた。令和5年3月に閣議決定された「第4期がん対策推進基本計画」において掲げられた「がん予防」、「がん医療」、「がんとの共生」の3本の柱における諸課題の解決に向けて、また令和5年12月に閣議決定された「がん研究10か年戦略（第5次）」を踏まえ、職域におけるがん検診を含む「がん検診受診状況の把握」、「ライフステージ等に応じた医療提供体制の構築」、「がん患者やその家族等の心理的・社会的な課題の解決」等、一層の研究開発が必要とされる分野について重点的に推進すべきである。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和5年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
○	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

令和5年度 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業 「成果に関する評価」

(596,160 千円)

1. 研究事業の概要

急速な高齢化や、疾病構造の変化に対応するとともに、健康寿命の延伸を目指す上で、生活習慣病対策は重要である。本研究事業は、科学的根拠を提供することにより、循環器疾患・糖尿病等の生活習慣病対策分野に多面的に貢献することを目的とする。

2. 研究事業の成果

「適切な睡眠・休養促進に寄与する「新・健康づくりのための睡眠指針」と連動した行動・習慣改善ツール開発及び環境整備」（令和3～5年度）では、睡眠に係る最新のシステマティックレビュー等に基づいて、健康づくりのための睡眠指針2014の改訂案を作成し、令和5年度に開催した「健康づくりのための睡眠指針の改訂に関する検討会」の資料として活用された。

「特定健康診査および特定保健指導における問診項目の妥当性検証と新たな問診項目の開発研究」（令和3～5年度）では、特定健康診査で使用する「標準的な質問票」の質問項目等に関する資料を作成し、第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会で活用された。また、「標準的な質問票の解説と留意事項」を、最新の科学的知見やガイドライン等を踏まえ、より現場で使いやすいよう改訂を行い、「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」に掲載された。「循環器病の慢性期・維持期におけるリハビリテーションの有効性の検証のための研究」（令和4～5年度）の成果を踏まえ、維持期・生活期リハビリテーションが脳卒中、心疾患いずれにおいても有効であることを明らかにし、維持期・生活期の適切なリハビリテーションの実施方法等について、医療従事者向けの「脳卒中・心血管病の維持期・生活期におけるリハビリテーションガイドブック」を作成するとともに、患者向けリーフレットとして、「心血管病の外来心臓リハビリ終了後の手引き」を作成し、研究班のウェブサイトへ公表し、市民公開講座にて周知を行った。

3. 成果の評価

生活習慣病及びその合併症の増加について、その対策への社会的需要は高まっている。科学的根拠に基づき、保健・医療の質の向上に資する成果を数多く産出している本研究事業の持つ意義や必要性は高い。また循環器病については、循環器病対策基本法に基づき、循環器病予防等に取り組むことで、健康寿命の延伸に資する成果が期待される。

本研究事業は、令和6年度開始の「健康日本21（第三次）」や令和5年3月に閣議決定された「第2期循環器病対策推進基本計画」の方向性にしたがって推進されており、効率的に施策に反映できる仕組みが構築されている。研究課題の評価においては、多岐にわたる専門の委員で構成される評価委員会を開催し、専門的な評価を取り入れることにより効率的な研究事業の推進を図った。

本研究事業の成果は、生活習慣病対策や健康づくりに対する施策立案の根拠のみならず、糖尿病や循環器病等の治療・予防のガイドライン策定や正しい知識の普及、医療の質の向上に還元されており、その有効性は高い。

4. 改善すべき点及び今後の課題

令和6年度開始の「健康日本21（第三次）」の取組を進めるに当たり、各領域の施策の根拠となるエビデンスを収集する必要がある。

また、循環器病においては、回復期以降の医療機関における医療体制や在宅医療の強化、デジタル技術を活用した診療の推進など、第2期循環器病対策推進基本計画で今後取り組むべき重要な課題として取りまとめられた内容に関する研究を推進する必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和5年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

令和5年度 女性の健康の包括的支援政策研究事業「成果に関する評価」

(55,000千円)

1. 研究事業の概要

女性の健康に関して、ライフステージ毎に変化する心身の特性を踏まえ、生涯にわたる包括的な支援が求められており、本研究事業では、その体制整備を行う。

2. 研究事業の成果

- 「保健・医療・教育機関・産業等における女性の健康支援のための研究」（令和3～5年度）では、前身となる研究班で作成されたウェブサイトの試作版をもとに、改訂・改良を行った。
- 「性差にもとづく更年期障害の解明と両立支援開発の研究」（令和4～6年度）では、更年期の健康課題に関して、症状の発生状況や受療行動、治療等に関する実態把握等を進めており、支援方法や対策を検討する際の基礎情報が収集された。

3. 成果の評価

これまで、わが国における女性の健康支援に関する取組は、妊娠・出産や疾病等に着眼して進められてきており、ライフステージごとに変化する女性の心身の特性を踏まえた取組や、生涯に渡る包括的な支援が十分に行われていない状態であることから、体制整備を進める必要がある。本研究事業では、医学的・生物学的視点のみならず社会的背景も踏まえ、小児期から老年期にわたる女性の生涯を通じた健康課題や切れ目のない健康支援に焦点を当てており、女性のライフコース全体を意識した課題の検討により、効率的に研究を進めた。研究成果については、女性の健康に係る情報提供体制、ライフステージに応じた健康評価・フォローアップ体制の整備など、女性の健康課題に対する政策立案に活用し、女性の直面する身体的・精神的困難の軽減、包括的な健康支援を図った。

4. 改善すべき点及び今後の課題

人生の各段階に応じて心身の状態が大きく変化するという特性を踏まえた、生涯にわたる女性の健康支援のためには、医学的・生物学的視点のみならず社会的背景も踏まえた研究課題の設定や、研究課題間の連携も意識し、より効率的な研究体制の整備を進め、施策への反映を図る必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和5年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。

	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下、難病法）において規定されている難病および小児慢性特定疾病等に対して、診療体制の構築、疫学研究、普及啓発、診断基準・診療ガイドラインの作成・改訂、小児成人移行期医療の推進、関連研究やデータベースとの連携等を行い、医療水準の向上に貢献することを目標としている。

2. 研究事業の成果

新規指定難病の追加の根拠となる科学的知見を提供し、LMNB1 関連大脳白質脳症（治験を目的とした成人発症白質脳症のレジストリーと評価方法に関する研究：R3～R5年）、原発性肝外門脈閉塞症（難治性の肝・胆道疾患に関する調査研究：R5～R7年等）、出血性線溶異常症（血液凝固異常症等に関する研究：R5～R7年）、ロウ症候群（小児腎領域の希少・難治性疾患群の全国診療・研究体制の構築：R5～R7年）、PURA関連神経発達異常症（稀少てんかんの診療指針と包括医療の研究：R5～R7年等）、極長鎖アシル-CoA脱水素酵素欠損症（新生児スクリーニング対象疾患等の先天代謝異常症の成人期にいたる診療体制構築と提供に関する研究：R5～R7年）、乳児発症 STING 関連血管炎（自己炎症性疾患とその類縁疾患における、移行期医療を含めた診療体制整備、患者登録推進、全国疫学調査に基づく診療ガイドライン構築に関する研究：R5～R7年等）が第54回・第55回・第56回・第57回指定難病検討委員会において指定難病の要件を満たすと判断された。

3. 成果の評価

本研究事業の研究班により、全ての指定難病の研究が行われ、指定難病以外の小児慢性特定疾病等の関連疾病についても広く研究対象となっている。また、小児成人移行期医療を推進する観点から、小児・成人の研究者間の間で十分な連携も図られた。各研究班は、関連学会と連携した全国的研究体制のもと、担当疾病について、診断基準、診療ガイドライン、臨床調査個人票、難病情報センター掲載資料等の作成や改訂を行うだけでなく、診療体制の中核を担い、また、学会や患者会と連携した普及啓発活動など、様々な手法により医療水準の向上を実践した。引き続き、指定難病や小児慢性特定疾病の追加の検討を行うため、幅広く希少・難治性疾患に関する情報の収集を継続するべきである。また、法や制度の見直しに資するエビデンスの提供も随時行われた点は高く評価できる。

4. 改善すべき点及び今後の課題

難病法・改正児童福祉法の法改正に係る審議会において指摘されている小児慢性特定疾病小慢自立支援事業や移行期医療の充実に向けた研究を指定研究との連携のもと推進する必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和５年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

令和5年度 腎疾患政策研究事業「成果に関する評価」

(69,200千円)

1. 研究事業の概要

慢性腎臓病（CKD）の医療連携体制の構築等の腎疾患対策の推進により、CKD 重症化予防の徹底とともに、CKD 患者の QOL の維持向上を図る。具体的には 2028 年までに年間新規透析導入患者数を 35,000 人以下（平成 28 年比で 10%減少）とすることを目標としている。

2. 研究事業の成果

「腎疾患対策検討会報告書に基づく対策の進捗管理および新たな対策の提言に資するエビデンス構築」（令和 4～6 年度）において、CKD 対策ブロック会議を実施し、対策の進捗や問題点を検討した。また、「腎疾患対策検討会報告書に基づく慢性腎臓病（CKD）対策の推進に資する研究」（令和 4～6 年度）と連携し、各都道府県における CKD 診療連携体制構築の取り組み、腎臓専門医数、腎臓病療養指導士数、新規透析導入患者数等の CKD 診療に係る重要な指標の年次推移等を研究班のホームページで公開した。「慢性腎臓病（CKD）患者に特有の健康課題に適合した多職種連携による生活・食事指導等の実証研究」（令和 5～7 年度）において、多職種連携療養指導のエビデンス構築のために、研究の追加解析・二次調査案の検討を進めた。

「医療者および患者の視点から見た災害に備えた透析患者の情報管理と体制整備に関する研究」（令和 5～7 年度）において、災害時の透析情報の過不足の確認や多職種それぞれの視点からの解析のために、透析施設の医療スタッフへヒアリングを行った。「ライフスタイルに着目した慢性腎臓病（CKD）対策に資する研究」（令和 5～7 年度）では、腎移植患者の実態について調査を行い、就労支援に繋ぐ資料作成を目指した。

3. 成果の評価

平成 30 年に取りまとめられた「腎疾患対策検討会報告書～腎疾患対策の更なる推進を目指して～」(以下、「報告書」という)では、CKD 重症化予防の徹底とともに、CKD 患者の QOL の維持向上を図るなどを全体目標とし、地域における CKD 診療体制の充実や 2028 年までに年間新規透析導入患者数を 35,000 人以下（平成 28 年比で約 10%減少）とするなどが成果目標（KPI）とされている。令和 5 年 10 月には、腎疾患政策研究事業研究班による腎疾患対策の評価報告に基づき、「報告書」に係る取組の中間評価が行われた。「報告書」では、普及啓発と人材育成、医療連携体制の構築、診療水準の向上、研究の推進の 5 つの個別対策が掲げられており、腎疾患対策のさらなる推進に寄与する研究が必要である。「報告書」は自治体や関連学会等に周知され、関係者の協力が得られやすい環境となっており、効率的に研究が実施された。また「報告書」の KPI が達成されれば、患者の QOL の向上とともに医療経済上の効果も期待できる。

4. 改善すべき点及び今後の課題

腎臓病診療に関するオールジャパン体制を構築し、関連団体や行政等との連携を図るとともに、腎疾患対策の進捗管理を行う必要がある。今後は、データベースなどを活用した

事業の進捗を評価する指標を検討し、導入することが望まれる。さらに、地域での診療連携体制構築を目指す研究班や地域における透析導入数の減少目標を設定した自治体と連携して、地域別対策モデルを立案・実行したうえで全国的な横展開を行う必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和5年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

本研究事業では、「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」や、「リウマチ等対策委員会報告書」に基づき、リウマチ・アレルギー疾患対策の施策に資する研究を、「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」に基づいて実施することで、総合的な免疫アレルギー疾患対策を推進するために必要な科学的基盤を構築する。10か年戦略のうち、当事業では特に戦略2「社会の構築」において、免疫アレルギー疾患領域における研究の現状を正確に把握し、疫学調査、研究者連携、臨床研究等を長期的かつ戦略的に推進する。

2. 研究事業の成果

具体的には、食物アレルギー関係の成果物として、①食物経口負荷試験の手引き 2023、②食物アレルギーの診療の手引き 2023、関節リウマチ関係の成果物として、関節リウマチ診療ガイドライン 2024、若年性特発性関節炎患者支援の手引きが作成された。また、令和4年度に作成された鼻噴霧薬、吸入薬の適切な使用を指導するためのe-learning 資料に対して、既存の指導教材との有効性の比較検証が行われた。さらに、免疫アレルギー疾患研究10か年戦略の前半5年間の実績を評価し、後半5年間に向けてどのように研究を推進していくか、研究班報告書が作成され、令和6年度に、10か年戦略中間評価を行う基礎資料が作成された。

3. 成果の評価

食物アレルギーの上記成果物は、主に都道府県アレルギー疾患医療拠点病院に患者を紹介する立場にある医療機関の医師が参照し、専門診療に紹介を要するかどうか判断する場面で活用できるよう想定されており、一般医療機関の医療提供体制の質の向上、診療水準の均てん化に貢献した。関節リウマチ診療ガイドライン 2024 は、関節リウマチ患者を診療する全ての医師、医療従事者が臨床現場で参照し、方針決定に寄与する知見がまとめられており、関節リウマチ診療の水準向上に大きく貢献することが期待される。e-learning 指導教材については、指導のための情報媒体が既存のテキストファイルではなく、e-learning という情報媒体を活用することで、学習効果を向上させ、他の教材にも横展開できる可能性もあり、重要性が高い。免疫アレルギー疾患研究10か年戦略の研究班報告書では、本研究事業が所掌する研究分野全体を客観的かつ俯瞰的に把握して、どの分野の研究は順調で、どれが不調か、またその進捗に影響を与える要素が何かなど、研究事業自体を評価するために十分な基礎資料であった。

4. 改善すべき点及び今後の課題

食物アレルギーの研究は、順調に成果物も作成され、医療水準は高められているが、疾病構造の変化は著しく、今後はナッツ類のアレルギーや、好酸球性消化管疾患などの食物アレルギー類縁疾患、さらに成人の症例が増加しており、成人に対する医療提供体制

整備のニーズが高まっていることなどから、引き続き研究を推進する必要がある。関節リウマチ研究については、成果物をこれまで継続的に作成してきたが、それが社会実装されて本当に有効活用されているか評価する機会が少なかったため、ニーズの種類と程度、成果物の有効性を調査する必要がある。また、令和8年度に改正の必要性の有無を検討するためのアレルギー疾患対策推進協議会を開催するため、これまでの成果が、行政施策にどのように影響したかを評価する研究も必要である。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和5年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

移植医療は、患者にとって疾患の根治を目指す重要な治療法である一方で、任意・善意の下でのドナーによって初めて成立する医療でもあり、その意思を最大限尊重する必要がある。ドナーやレシピエントにかかる身体的・心理的・経済的負担を軽減することが移植医療における大きな課題であり、また、ドナーの安全性を確保しつつ、適切な提供の推進を図ることが必要不可欠である。

2. 研究事業の成果

臓器移植分野では、脳死が疑われる患者の家族に臓器提供の情報提供がされていない事例が多数存在することが明らかにされた。これにより、「家族に確実に臓器提供に関する情報提供を行うための体制の構築」が必要とされた。この調査は令和6年度の診療報酬改定の際の基礎資料として活用された。また、海外渡航移植患者が一定数国内に存在することが明らかとなり、国内の臓器移植医療をより一層推進する必要性が示された。

造血幹細胞移植分野においては、臍帯血バンク等を対象としたアンケート結果をもとに、「移植に用いる臍帯血の品質確保のための規準に関する省令の運用に関する指針（ガイドライン）」の見直しが行われる予定である。また末梢血幹細胞移植において、ドナー負担軽減につながる資材の作成や安全情報検索等のシステムが構築されたことで、非血縁者間末梢血幹細胞移植が一層普及した。

3. 成果の評価

臓器移植分野については、平成22年の改正臓器移植法の施行により可能となった家族承諾による臓器提供について、体制整備に必要な知見を収集し、現状で少ない臓器提供を適正に増加させることが重要である。造血幹細胞移植については、若年層のドナー確保、コーディネート期間の短縮、末梢血幹細胞移植の普及、臍帯血の安定的な確保などの課題に取り組む必要がある。

臓器移植分野については、本人・家族の臓器提供の意思を適切に汲み取り、円滑に臓器移植につなげることを目的に、医療現場の実態調査や臓器移植医療に係る負担軽減に資する体制の構築、造血幹細胞移植分野では、提供・採取に至りやすいドナーの調査、ドナー安全研修会の教材作成、臍帯血バンクの実態調査等が行われ、得られた結果が関係機関に共有されて、移植医療基盤の改善に役立てられた。引き続き、普及啓発活動により国民の理解と協力を得ながら、臓器提供数の増加、造血幹細胞の適切な時期での提供に特に重点を置いて移植基盤が整備されるべきである。また、レシピエント・ドナー双方の安全性改善に直結しやすい課題や普及啓発活動に関する研究について効率的に遂行できた。

4. 改善すべき点及び今後の課題

臓器移植分野では、臓器提供から移植までのプロセスにおける課題の抽出や解決、それによる医療施設の基盤整備、加えてこれまでの研究成果を評価した上で、より一層移植医

療を推進するための戦略の策定に取り組んでいく必要がある。造血幹細胞移植分野では、国民の協力と理解を得ながら実効性のある普及啓発活動の全国展開を行い、デジタル化を活用し移植を必要とする患者に最適な時期に造血幹細胞を提供できる機会が確保されるべきである。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和5年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

令和5年度 慢性の痛み政策研究事業「成果に関する評価」

(76,150 千円)

1. 研究事業の概要

慢性の痛みは器質的要因、心理的要因、社会的要因が複雑に関与して増悪・遷延しており、多くの国民のQOLの低下を来す一因となっていることから、本研究事業では、痛みセンターを中心とした診療体制を構築・充実させ、地域医療との連携、疼痛医療の水準の向上及び全国的な均てん化を図るための研究を実施している。

2. 研究事業の成果

「痛みセンターを中心とした慢性疼痛診療システムの均てん化と診療データベースの活用による医療向上を目指す研究」（令和4～6年度）において、健康局にて実施している慢性疼痛診療システム普及・人材養成モデル事業と連携した教育研修を通じた人材育成と、慢性疼痛患者のデータベースの構築を行った。また、痛みセンターを令和5年度末時点で全国39箇所まで拡大した。慢性疼痛総合対策の普及・啓発（総合的な痛み情報ポータルサイトのホームページ）と地域の各痛みセンターの診療（検査、治療）の状況をアップデートした。

3. 成果の評価

研究班において、器質的な面だけでなく、心理的・社会的な要因も関与する慢性疼痛患者に対して、診療科横断的に、多職種連携体制で多角的なアプローチにより診療をおこなう痛みセンターの条件を整理し、診療体制の構築に寄与した。また痛みセンターを中心とした慢性疼痛診療システムが普及することで、より身近な医療機関で適切な医療提供が可能となった。さらに痛みセンターにおいて、診療効果が特に期待できる疾患や病態の患者群の抽出、診療に関するエビデンスの集積を効率的・効果的に実施し、慢性疼痛診療の普及が図られた。

4. 改善すべき点及び今後の課題

今後は、レジストリ構築、痛みセンターにおける慢性疼痛診療のエビデンス蓄積、原発性疼痛疾患や慢性疾患に伴う疼痛、中枢機能障害性疼痛等の多角的な視点の研究、慢性疼痛診療ガイドラインの普及を進める必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和5年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。

	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。
--	--

と判断される。

1. 研究事業の概要

本事業は高齢者の生活の質の維持・向上、健康寿命の延伸、介護予防や重度化防止の手法、及びそれらを効果的・効率的に提供できる体制・手法の開発等を目的とされている。

2. 研究事業の成果

「介護領域のリハビリテーション手法手引き書」、「多職種連携推進のための在宅患者訪問薬剤管理指導ガイド」、「リハビリテーション・栄養・口腔管理の協働に関するケアガイドライン」及び「ケアマニュアル」等が作成された。

3. 成果の評価

高齢者に特有の疾患、病態（フレイル、サルコペニア等）に着目し高齢者の生活の質を維持・向上、ひいては健康寿命延伸にも寄与する研究成果を創出するとともに、政策を効果的に推進できるよう多様なニーズに対応できる介護サービスの充実や保険者である自治体等が科学的根拠に裏付けられた介護予防事業の展開ができるよう、課題を乗り越える研究成果の創出を行っており、我が国の介護分野における政策上の課題解決のため必要である。また政策に反映できる質の高いエビデンスを創出できるよう、事前評価委員によって計画・目標・実施体制などの妥当性を踏まえた上で審査、採択されている。研究期間中も中間・事後評価委員会での第三者評価による進捗管理を実施している。介護領域のリハビリテーション手法の手引き書は、高齢者の心身機能・活動能力の低下、参加機会の減少に対する効果的なリハビリテーション介入、高齢者の自立支援・重度化防止の取組みに貢献するものである。また、在宅患者訪問薬剤管理指導ガイドは在宅におけるポリファーマシー対策と多職種連携に貢献するものであり、有効性は高い。

4. 改善すべき点及び今後の課題

本研究事業では、当初の目的及び計画に沿って取組を実施できた。引き続き、高齢者に特有の疾患、病態（フレイル、サルコペニア等）に着目し高齢者の生活の質を維持・向上、ひいては健康寿命延伸にも寄与する研究成果を創出し、介護予防や重度化防止に貢献する標準的手法や限られた資源の中で効果的・効率的にサービス提供できる体制・手法等の開発を推進するとともに、科学的な視点から研究を実施するのみならず、今後の審議会等での議論や最新の制度改正等も踏まえた上で取り組まなくてはならない。また、今後の課題としては、質の高い介護サービスの提供及び第10期介護保険事業（支援）計画の策定に向けて、PDCAサイクルの好循環を推進するために、科学的介護情報システム（LIFE）等を活用し、エビデンスに基づく指標開発及び介入手法の標準化を実施していく必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和5年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

本研究事業は、令和5年6月14日に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の理念に沿って、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができること、具体的には、全ての認知症の人が、自らの意思によって日常生活・社会生活を営むことができること、意見表明・社会参画の機会確保により個性・能力を十分発揮できること、本人の意向が十分尊重され良質・適切な保健医療・福祉サービスが提供されること、本人・家族等への支援により地域で安心して日常生活を営むことができること、共生社会の実現に資する研究等を推進し科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できることなど、共生社会の実現に向けた、政策課題への具体的対応を目的としている

2. 研究事業の成果

「療養場所の違いに応じた認知症者のエンドオブライフ・ケア充実に向けての調査研究」（令和3～5年度）では、最期の療養の場の違いに応じた「認知症の緩和ケア実践ガイドライン」と「認知症を有する人のためのエンドオブライフ・ケア」を策定し、共生社会を実現する認知症基本法の理念に沿って、最期まで本人の意思をくみ取ったケアの実現と社会参加に向けた臨床実践の方向性を示した。「併存疾患に注目した認知症重症化予防のための研究」（令和3～5年度）では、実態が解明されていない認知症者に併存する疾患に関するシステマティックレビューを行い、「認知症の併存疾患管理ガイドブック」執筆・出版を通して、医療介護従事者に対して認知症の併存疾患への適正な医療提供の在り方を示した。「軽度認知障害（MCI）の人における進行予防と精神心理的支援のための手引き作成と介入研究」（令和3～5年度）では、MCI 進行予防のための実践的な介入方法を手引きとして作成し、手引きを用いた介入の効果判定を示し、全国で実施されている認知症予防教室の質向上のために活用されることが期待される。

3. 成果の評価

本研究事業は、認知症施策の基盤となる統計学的調査や、適時・適切な医療・介護等の提供につながる手法の開発・検証、認知症者や介護者の実態調査をはじめ、認知症の予防法、診断・治療法、介護モデル等の開発などを行っている。これらは、2024年1月に施行された認知症基本法の柱である「共生社会の実現に資する認知症に関する研究等の推進」において、施策に係る実態把握や課題抽出等のための研究であり、政策上の課題を解決するものであり、必要不可欠なものである。大綱や基本法に掲げる「共生」と「予防」という観点から認知症の人への地域での支援体制や、適切な医療・介護の提供、重症化予防の方策・支援など多様なテーマを扱っており、これらの研究成果が施策に反映されることで、認知症の発症や進行を遅らせ、認知症になっても尊厳と希望を持って日常生活を暮らせる社会の構築に貢献することが期待される。さらに、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の促進及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備、科学的知見に基づく研究の成果を広く国民が享受できる

環境整備に資する。

4. 改善すべき点及び今後の課題

今後の認知症・軽度認知障害数の増加に伴い、医療、介護、福祉における認知症に関連した課題も増加しており、今後とも認知症施策を進める上で行政的・社会的に優先順位の高い課題を厳選し、必要に応じて研究内容や方向性を見直しを行うことによってより一層効率的に研究を推進する必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和5年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

わが国の障害者数は人口の9.3%に相当するとされており、障害者数全体は増加傾向にある。また、在宅・通所の障害者が増加し、高齢化も進んでいる。この現状に鑑み、障害者総合支援法の理念を踏まえ、障害者がその障害種別を問わず、地域社会で共生できるよう実施している多様な障害福祉施策について、エビデンスを踏まえた立案や実施ができるよう研究事業を実施する。

2. 研究事業の成果

身体・知的・感覚器等障害分野では、療育手帳の交付判定及び知的障害に関する専門的な支援等に資する知的能力・適応行動の評価手法の開発のための研究（令和4～6年度）において自治体における療育手帳判定業務の軽減につながるICD-11に準拠した療育手帳の判定ツールの（ABIT-CV）の開発を行った。今後の療育手帳の判定基準の統一化の検討につながる成果が見込まれる。また、支援機器の開発・事業の効率化を図り、持続可能な体制を構築するための具体的な手法としてガイドブックを作成、開発支援ネットワークモデルを明確にした。補装具費支給制度に係る令和6年度告示改正に向け、補装具の原材料価格、仕入価格及び人件費についての迅速な調査により、補装具評価検討会における基準額改定のための基礎資料が作成された。

障害福祉分野では、強度行動障害を有する者に対して、医療分野において入院時の専門治療プログラムとそれを実施するために必要な人材を養成する医療研修プログラムを整備した。福祉分野では中核的・指導的人材養成研修をモデル実施し、内容、効果を検証し適切なカリキュラム開発を進めるとともに強度行動障害に関する各自治体の体制整備の状況をヒアリング調査することで、地域の実情に合わせた実効性の高い人材養成研修のカリキュラム開発を進めたことで、強度行動障害を有する者に対する地域支援体制整備が進むことが期待される。

精神・障害分野では「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築及び多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に資する診療モデルの提案や、精神疾患に対する治療マニュアル及び研修プログラムの開発が行われた。

3. 成果の評価

身体・知的・感覚器等障害分野では、自治体における療育手帳判定業務の軽減につながるICD-11に準拠した療育手帳の判定ツールの（ABIT-CV）の開発を行ったことにより、今後療育手帳の判定基準の統一化の検討につながる成果が見込まれること、新技術を導入した支援機器開発の網羅的な現況調査結果にもとづく配慮事項が整理され、技術特性ごとの活用分野の特徴を明らかにしたことにより、開発及び利活用双方の促進に関する施策へ反映可能な成果が得られたこと、補装具については調査報告資料を基に補装具評価検討会で算定基準等が議論され、令和6年度告示改正に活用されるなど、行政的に意義の高い成果が得られた。

障害福祉分野では障害福祉の分野では、強度行動障害を有する者に対する中核的人材養成プログラムの修了者が令和6年度障害福祉報酬改定にて加算の対象として位置づけられるなど、強度行動障害を有する者に関する支援体制整備を推進する成果が得られた。

精神・障害分野では、エビデンスに基づく具体的かつ実現可能な政策提言に向けた調査が効率的に行われ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、及び多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に資する成果が得られており、行政的に必要性の高い研究であった。

4. 改善すべき点及び今後の課題

「失語症者の社会実態を踏まえた障害認定基準の検証と失語症者の自立と社会経済活動への参加に繋がる福祉サービスについての研究」では、失語症者の社会実態を踏まえた障害認定基準の検証についてはなされていないため、今後は、障害認定基準の検証についての慎重な検討が必要である。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和5年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
○	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

令和5年度 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業 「成果に関する評価」

(608,630 千円)

1. 研究事業の概要

新興・再興感染症に関する危機管理事案の発生時に、直ちに正確な病原体診断を全国規模で実施できるようなラボネットワークや感染症指定医療機関の機能の充実等が必要である。また、安全性、有効性および費用対効果を踏まえた予防接種体制の構築も必要である。本研究事業では、感染症から国民の健康を守るための研究が実施されている。

2. 研究事業の成果

新型コロナウイルスの経験から明らかになった様々な課題について研究が行われ、特筆すべき成果が得られた。次の感染症危機に備えるための国内外での感染症危機対応・管理体制及び連携の強化、次世代シーケンス技術および病理学的解析等を用いた検査・運用法の開発、痘そうワクチンの安全性と汎用性向上に関する開発研究等が行われ、これらは我が国の感染症危機管理・対応体制基盤の維持・強化に貢献した。

薬剤耐性（AMR）アクションプラン2023－2027に基づき、AMRに関する研究も継続され、「薬剤耐性ワンヘルス動向調査年次報告書 2023」や「外来での抗菌薬適正使用手引き成人版 第5版」等が作成された。

風疹や性感染症についての積極的な国民への周知が行われ、かつその方法についても行動経済学的視点から効率や有効性が検討された。HTLV-1についてはキャリア対応として初のガイドラインとなる「キャリア診療ガイドライン2024」等が作成された。

動物由来感染症対策も推進され、狂犬病対策のパッケージ化、愛玩動物由来感染症について「動物由来感染症ハンドブック」の改訂が行われた。

新型コロナウイルス感染症についても研究が継続され、特に後遺症に関して得られた知見は、今後診療の手引きの改定に活用される。

予防接種についてはその有効性等について研究が行われ、重要な委員会や審議会においてその成果が資料として活用され、感染症施策に大きく貢献した。

3. 成果の評価

本研究事業は、厚生労働行政に直結する社会的要請の強い諸問題に緊急的に対応するために不可欠である。研究の目標や計画は、感染症危機管理事案発生時のみならず平時から感染症の発生に備えた体制を構築できるよう効率的に設計されている。また、プログラムオフィサー（PO）による定期的な進捗管理が導入され、事業全体の効率性の推進が図られている。感染症危機管理・対応体制基盤の維持・強化、AMRや性感染症に関する周知や手引きの作成、人畜共通感染症対策、予防接種の安全性や有効性の評価等、公衆衛生上有益である行政施策に直結する成果を多く出し、社会的な貢献が大きいものと評価できる。

4. 改善すべき点及び今後の課題

行政的に緊急に解決が必要な課題について、短期間でより効果的な成果を得るため、研

究計画の時点から施策寄与の観点を十分に踏まえて研究目的を設定する等の対応が重要である。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和5年度の研究課題について、

○	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

エイズに関する研究を総合的に実施することにより、新規 HIV 感染者数及び検査を受けないままエイズを発症してから報告される HIV 感染者の割合を減少させる。また HIV 感染者・エイズ患者及び血友病患者に対して全国で適切な医療を提供できる体制を整備すること、さらに HIV 訴訟の和解を踏まえた恒久対策の一環として必要な研究成果を得ることを目的とする。

2. 研究事業の成果

- ICT や AI を利用した医学教育システムの構築や、HIV 診療時の留意事項を整理した資料の作成等、適切な HIV 診療を行うための支援ツールを作成した。
- 最新の知見と医療従事者への実態調査結果を踏まえ「HIV 感染妊娠に関する診療ガイドライン（第3版）」を発行した。
- エイズ予防指針に定められた各種施策の進捗状況を把握するための調査を行い、その研究成果を「厚生科学審議会感染症部会エイズ・性感染症に関する小委員会」で活用した。
- 血友病や重複感染のため標準治療が行われない患者に適切な診療を行えるよう「血友病・HIV/HCV 重複感染患者に対する外科診療ガイド2024」を作成した

3. 成果の評価

HIV 感染者・エイズ患者の早期発見・早期治療や全国で適切な医療を提供できる体制の整備を目的として研究を行うことで、患者の治療経過を良好にすることや QOL の向上など多面的な救済が期待される。また患者本人のみならず他者への二次感染予防や医療費の削減効果が期待できる。

班会議に担当官が参加し進捗管理を行うとともに、「エイズ対策政策研究事業の企画と評価に関する研究」班によりエイズ事業の各研究代表者による研究発表会を実施した。これにより研究の重複や間隙の発生を防止し、効率的に研究がなされた。

本研究事業の成果は次期エイズ予防指針の改正に向けた検討に活用されており、総合的にエイズ対策を推進するために必要な事業である。

4. 改善すべき点及び今後の課題

HIV 感染者及びエイズ患者の早期発見・早期治療開始に有効な研究成果が得られてはいるが、日本ではエイズを発症してから報告される HIV 感染者の割合は依然として約3割で、減少傾向が認め難い。その問題解決のため信頼できる郵送検査キットを利用した新たな HIV 検査体制の構築や、HIV 検査や医療にアクセスしやすい体制の構築に関する研究を推進すべきである。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和5年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

令和5年度 肝炎等克服政策研究事業「成果に関する評価」

(266,175 千円)

1. 研究事業の概要

本研究事業は、肝炎対策基本法・肝炎対策基本指針の趣旨に則り、国内最大級の感染症である肝炎の克服に向けた対策を総合的に推進するため、基盤となる疫学研究や、診療体制や社会基盤の整備、偏見・差別の防止等を目標に、肝炎に関する行政課題を解決するための研究を推進する。

2. 研究事業の成果

①NDB データ等を用いた 2020 年時点での肝炎ウイルス感染者数の推計、B 型・C 型肝炎受療中患者数の患者背景・地域・受療内容別の算出、②肝がん・重度肝硬変患者の NCD データを用いたレジストリシステムの構築及び応用、③肝炎ウイルス検査の受検率向上に資するナッジ理論の応用による受検率の向上、職域の肝炎ウイルス検査促進のための Dissemination and Implementation 研究を用いた解析、④医療関係者だけではなく、患者・患者家族等の肝 Co 活動マニュアルの作成への道筋、⑤肝炎啓発のエデュテインメント資材の機能検証、⑥差別・偏見解消のための若年層への啓発資材開発、⑦自治体での地域医療情報連携ネットワークを含む ICT と肝炎ウイルス陽性者のフォローアップ事業等の肝炎事業の効率化、が挙げられる。特に①・②については、当初計画されていなかった優れた成果であり、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の推進に多大な貢献が期待されるものである。

3. 成果の評価

肝炎対策基本法及び、同法に基づく肝炎対策の推進に関する基本的な指針において、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するために必要な研究についても進める必要がある。このため、受検促進、適切な肝炎医療の推進、新たな感染や偏見・差別の防止、地域における診療連携体制の構築、疫学研究、肝炎対策の評価といった肝炎総合対策に対して幅広く研究が実施されている。

これらの成果は、肝炎ウイルス患者の円滑な受検・受診・受療の促進、肝炎についての知識の普及に関わる資材の開発、社会の多様性や地域の実情に応じた肝炎総合対策を実施していくために重要である。

4. 改善すべき点及び今後の課題

我が国には依然多くの肝炎ウイルスキャリアが存在し、ウイルス性肝炎の排除を目標としている。NDB データ等の解析や、肝炎ウイルスキャリア、肝炎ウイルス検査受検率、肝がん死亡率等の把握、肝炎対策基本指針の令和 9（2027）年の改正に向けたエビデンスデータの蓄積が重要であり、効率的・合理的な行政施策のための全国規模の疫学調査を継続すべきである。

また、全国の肝炎医療の均てん化については、地域における病診連携推進や効果的な肝炎対策の実施を行っていくことが課題として挙げられ、各指標の比較に全国的なデータ

把握が必須となる。肝炎総合対策を客観的に評価する指標の継続的な運用によって、拠点病院等の肝炎医療の提供体制及び都道府県の実施する肝炎対策に関する事業の改善を図ることが重要であるので、地域の実情を踏まえた肝炎総合対策の充実や肝炎医療の均てん化につなげる研究を進めるべきである。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和5年度の研究課題について、

○	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

本研究事業では、少子高齢化等時代が変化する中、豊かで安心できる国民生活を実現するための医療政策において、地域の実情に応じた医療提供体制の構築、医療人材の育成・確保、医療安全の推進、医療の質の確保等の課題の解決に資する研究を実施している。

2. 研究事業の成果

第8次医療計画における指針策定及び指標例の見直しのための資料、地域の医療提供の実態を定量的に可視化するツールの開発、医療事故への初期対応に際し医療機関が整備すべき体制等に関する手引き、透析情報標準規格策定などの成果が得られた。

なお、今後の社会情勢や助産師の活躍の場の発展を見据えた技術教育の内容及び方法の確立のための研究においては、分娩介助シミュレーションの改善策について十分な成果とは言い難い結果であった。

3. 成果の評価

本研究事業では、患者の状態に応じた適切な医療を地域において効果的かつ効率的に提供できる医療提供体制の構築に資する研究が実施されており、必要性が高い。

医療行政における喫緊の課題に柔軟に対応するため、研究期間を原則2年以下とし、評価委員の意見を反映させるため、研究班会議への担当官の参加などを通じ定期的な進捗管理が行われた。また、行政ニーズを踏まえ、今後重要な政策課題に関する検討会の基礎資料として活用すること等を前提に研究課題を設定し、効率的に施策に反映された。多くの研究課題の成果が行政施策に反映されるよう取り組まれており、有効性が高い。

4. 改善すべき点及び今後の課題

本研究事業では、政策上の課題を解決するため、これまで多くの調査や検証を実施してきており、今後も過去の研究成果や、同一研究課題においてすでに得られた研究成果を踏まえた上で、研究を遂行するべきである。また、成果が不十分とされた点も踏まえ、政策に活用していく必要がある。

「地域の実情に応じた医療提供体制の構築を推進するための政策研究」（令和3～令和5年度）では、第8次医療計画の策定に向けた医療計画の策定指針における新規指標例の検討等が実施されたが、令和8年度の第8次医療計画の中間見直しにむけて、今回の研究成果も踏まえ研究に取り組んでいく必要がある。また、「今後の社会情勢や助産師の活躍の場の発展を見据えた技術教育の内容及び方法の確立のための研究」（令和3～5年度）については、今回十分な検討ができなかった海外の分娩介助シミュレーション等も参考に助産師教育のカリキュラム見直し等に取り組む必要がある。

本研究事業の成果が広く地域医療の現場等に周知され、医療体制の充実、新たな医療情報通信技術の普及、人材育成の促進等に活用されるよう、実用性を高めるような取組を推進するべきである。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和5年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
○	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

令和5年度 労働安全衛生総合研究事業「成果に関する評価」

(123,712 千円)

1. 研究事業の概要

職場における労働者の安全と健康の確保並びに快適な職場環境の形成の促進に関して、労働安全衛生行政の推進を確保し、技術水準の更なる向上を図ることを目的とする。

2. 研究事業の成果

事業場の化学物質取扱い者等への調査に基づき、職場の化学物質管理の支援・状態評価ツールの作成を行った。今後、事業場の化学物質管理の支援等に活用する予定である。

事業場や関係団体からのヒアリングを通じて、「職場での歯と口の健康づくりを進めている事業場の事例集および歯と口の健康づくり事業を進めるための評価指標」をとりまとめ、関係者への周知を図った。

治療と仕事の両立支援の促進要因と阻害要因を整理し、これらの整理を踏まえて当事者や、医療機関や職場等の支援者向けのリーフレットを作成し、また、医療機関から職場に必要な情報を提供するための「治療と仕事の両立支援カード」の原案の作成（令和6年3月改訂ガイドラインに掲載）を行った。これらの成果は今後治療と仕事の両立の継続的な支援に活用される予定である。

3. 成果の評価

近年の労働災害については、死亡災害は減少傾向にあるものの、休業4日以上之死傷災害は前年比で増加している。また、過労死やメンタルヘルス不調が社会問題となり、これらへの対策に取り組むことが必要になっているほか、治療と仕事の両立への取組みを推進することも求められている。さらに、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害防止対策も必要となっている。

一方で、テレワークの定着が目標となる中で、オフィスでの勤務との違いを踏まえた労働者の心身の健康管理が求められている。また、すべての女性が輝く社会・男女共同参画社会の実現を目指して女性の健康の包括的な支援が求められている。

これらの課題を解決し、また、労働災害防止計画に沿って、計画的に科学的な知見に基づいた制度改正や労働基準監督署による指導を通じて労働者の安全と健康の確保を図っていくためには、本研究事業の効率的な実施を通じて科学的根拠を集積し、もって行政政策を効果的に推進していくことが不可欠である。

なお、労働安全衛生においては非常に多くの政策課題があるが、限られた事業予算の中で最大限の効果を得るために、特に優先すべき重点課題を設定して、課題を厳選して採択した。また研究費の配分においても、外部専門家による評価等を踏まえて、重点課題に直結した成果を得られる研究を実施できるように必要額を精査して、効率的に研究が遂行された。

さらに、令和5年度は上記のような問題に対応した17件の研究課題を設定し、着実に行政施策に反映できる有効な成果が得られた。

4. 改善すべき点及び今後の課題

より一層行政需要に沿った研究を実施するだけでなく、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」、「第 14 次労働災害防止計画」等を踏まえ、労働現場の詳細な実態把握及び医学的データの蓄積に基づき、労働者の安全対策、メンタルヘルス等の対策、仕事と治療の両立支援及び化学物質等による職業性疾病の予防対策等に資する研究を実施する必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和 5 年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

本研究事業は、国民の健康に直結する食品安全に係るリスク管理機関として、科学的根拠に基づく施策を効果的に実施するために必要な科学的知見の収集及び手法の開発等を実施している。

2. 研究事業の成果

「野生鳥獣由来食肉の食中毒発生防止と衛生管理ガイドラインの改良に資する研究」では、解体・処理を行う者が利用できるよう、21 疾患・異常をジビエのカラーアトラス簡易版として作成し、狩猟者等に対して危険度を視覚的に示した。また、解体・処理、製造工程での微生物汚染リスクの検討等を踏まえ、小規模なジビエ処理施設向け HACCP 手引書が改訂された。

「食品の安全確保推進研究事業の総合的推進のための研究」では、特に若手研究班に対して評価シートを用いた行政等からの支援・介入を行ったほか、薬学会等で厚労科研の周知等を行い、食品安全分野における若手研究者のすそ野の拡大を図った。

3. 成果の評価

食品の安全確保の推進に必要な、食品等の効果的・効率的な監視・検査体制の充実、食品安全施策に係るリスクコミュニケーションの推進、HACCP の維持定着、評価に関する研究等の行政課題については、科学的な根拠に基づき施策を検討することが不可欠である。本研究事業では、食品中の有害物質などの国民の関心の高い研究、リスクコミュニケーションの手法の開発、新たな検査法の開発等の成果が、各種の通知やガイドラインの作成に直接反映され、効率的・効果的に施策に活用されている。得られた研究の成果は、食品衛生監視行政の企画立案・評価を含め、日本国内で活用されたほか、WHO 等の国際機関にも提供された等、国際貢献にも活用されており、有効性が高い。さらに、「食品の安全確保推進研究事業の総合的推進のための研究」によって、個別の研究班、特に若手研究班の成果の質の向上、及び事業全体の効率的な運営と総合的な成果の向上がなされている。

4. 改善すべき点及び今後の課題

食品等の監視指導に資するための科学的根拠を与える研究、リスク評価やリスク管理に資する研究などは重要であるため、引き続き推進する必要がある。また政府一体で進められる農林水産物・食品の輸出促進なども見据えた研究等を推進していく必要がある。さらに、個々の研究班（特に若手研究班）の成果の質の向上や、研究班間の横断的な情報交換等により、効率的・効果的な研究の実施を図るとともに、総合的研究が実効的に遂行されることが必要である。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和5年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

令和5年度 カネミ油症に関する研究事業「成果に関する評価」

(219,713千円)

1. 研究事業の概要

「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき、カネミ油症に関して総合的な研究を推進し、ダイオキシン類の生物学的毒性の解明や漢方薬を用いたカネミ油症の治療法等の開発等が行われている。

2. 研究事業の成果

油症2世・3世における健康調査を開始し、ダイオキシン類の世代に渡る慢性影響の検証を進めており、人類に対するダイオキシン類の影響の解明に資する研究成果が期待される。また、基礎的研究においては、ダイオキシン類の受容体である AHR

(Arylhydrocarbon Receptor) の働きに着目し、培養細胞・動物実験を用いた実験が継続して行われた。油症患者で症状のみられる皮膚、肺、口腔内、神経といった臓器において様々な基礎研究が行われ、油症に関連する症状のメカニズムが徐々に明らかになりつつある。また、PCBの肝臓における代謝や AHR の骨代謝における役割、TND によるベンゾピレンの神経症状における回復効果、スペルミジンの酸化ストレスに対する防御効果などの研究もすすめられた。

3. 成果の評価

カネミ油症の診断・治療等に係る技術の向上やその成果の普及、活用及び発展を図るための研究が推進されており、行政的意義が大きく、また油症患者等にとっても極めて重要である。また、研究事業の成果は、患者に対して直接的に、また医療従事者へも直接的に提供されるなど、効率的に研究から施策への移行がなされた。

4. 改善すべき点及び今後の課題

カネミ油症の疫学調査や漢方薬等カネミ油症の症状を緩和する可能性のある新たな治療薬などについても研究を進める必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和5年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

令和5年度 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業 「成果に関する評価」

(308,598 千円)

1. 研究事業の概要

無承認無許可医薬品の監視業務、麻薬・覚醒剤等の薬物乱用対策、血液安全対策、医薬品販売制度・薬剤師の資質向上等の薬事行政の各種制度における課題に対して、政策を実行するために必要な規制（レギュレーション）について、科学的合理性と社会的正当性に関する根拠に基づいて整備するための研究を行う。

2. 研究事業の成果

「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン」の施行に伴い医療関係者が入手しにくくなった必要情報の調査等が行われ、令和6年2月に製造販売業者等が自社の医薬品と他社の医薬品との比較情報を提供する際の基本的な考え方や留意事項等を整理した事務連絡が発出された。薬物使用に関する全国調査が実施され、薬物乱用に関する現況の把握と各種対策の基礎資料として活用された。輸血用血液製剤の使用状況や有害事象を検出・分析して、問題点の改善を行う安全監視（ヘモビジランス）のため、「トレーサビリティが確保された輸血情報収集システム(J-HeST: Japanese hemovigilance scheme with secured traceability)」の稼働が開始された。災害時における医薬品確保のための対応や薬剤師としての対応の検証が行われ、薬剤師として対応すべき点をまとめた災害対策マニュアルが改定された。

3. 成果の評価

薬物の乱用状況に関する経年的な把握や、災害時における薬剤師の対応の検証など、薬事行政における各種制度を検討する上で重要な成果が得られた。また、輸血医療を実施している医療施設における輸血の安全性向上と適正使用の推進にも寄与しているなど、本研究事業の行政的な意義は大きい。

研究班会議には必要に応じて製薬団体や医療従事者、都道府県薬事取締当局等も参画するなど効率的に研究が行われた。研究成果を踏まえ、関連省令や通知の改正をするなど、効率的、効果的な制度の運用がなされた。

4. 改善すべき点及び今後の課題

個人輸入代行業者による未承認医薬品等の個人輸入が行われている現状に対し、偽造医薬品含め未承認医薬品に対する輸入監視手法の検討を行い、偽造薬や健康被害情報の提供を通じた国民に対する注意喚起を充実させる必要がある。

海外では、NPS（新規精神作用物質）による健康被害が報告されており、これらの物質がインターネット販売等を通じて国内に流入する可能性があるため、NPSに関する海外の情報の収集及び分析法・鑑別法の構築が求められている。

血液製剤のトレーサビリティ等における DX 推進のため、J-HeST について、学会とも連携しながら構築されたシステムの普及拡大を図る必要がある。

地域住民の予防・健康づくり等に必要な情報提供・相談対応等の健康サポート機能の取組が薬局には求められており、薬局薬剤師が地域包括ケアシステムの中で果たすことができる役割をより明確にし、薬局薬剤師の地域への関与の深化を図る必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和5年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

化学物質によるヒト健康へのリスクに関して、化学物質の総合的かつ迅速な評価、新たな評価手法の構築を実施するとともに、規制基準の設定等必要なリスク管理、的確な情報発信を通じ、国民生活の安全確保を目的として、化学物質の有害性評価の迅速化・高度化に関する研究等が実施されている。

2. 研究事業の成果

室内空气中化学物質の採取方法と測定方法（室内空气中化学物質の測定マニュアル（医薬発第828号 平成13年7月25日付 厚生労働省医薬局長通知））について、技術進展に応じた測定方法に改良、公開することにより、シックハウス対策に貢献することができた。

室内空気質に関して国際動向を調査し、シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会の議論に貢献することができた。

OECDのテストガイドライン(TG)の改良に向けて研究を進め、皮膚感作性試験代替法 DPRA 重量法を含む TG442C 及び皮膚感作性試験代替法 IL-8 Luc assay を含む TG442E を改定することができた。

3. 成果の評価

本研究事業は、日々の国民生活に利用される化学物質の有用性を踏まえ、化学物質を利用する上でヒトへの健康影響を最小限に抑える目的で行う種々の行政施策の科学的基盤となる事業であり、国民生活の安全確保に大いに寄与する不可欠なものである。研究事業の推進にあたり各研究課題で実施される班会議に所管課室の職員が出席し、必要な指摘を行うほか、研究班相互の意見交換を促進するなど、研究の方向性を適宜調整しつつ進捗管理が行われた。また、得られた成果は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、毒物及び劇物取締法、有害物質を含有する家庭用品に関する法律等の各施策への活用のみならず、国際的な試験法ガイドライン等の策定に直結するなど、国際貢献にも資するものである。

4. 改善すべき点及び今後の課題

リスクを最小化した状態で化学物質を使用することが化学物質管理の国際的目標であり、この達成に向けて引き続き国際協調の下で化学物質の有害性評価を進めていく必要がある。当該目標達成のため化学物質の有害性評価の迅速化及び高度化に取り組むとともに、ナノマテリアル等の新規素材の安全性、シックハウス（室内空気汚染）の問題等、生活環境中の化学物質の安全性について調査や評価を進め、国民の不安解消、安全な生活の確保に資する成果の取得を目指す必要がある。また、化学物質に関する各種施策へと活用される研究成果が得られるような研究を一層推進していく必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和5年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

安全・安心な国民生活の確保を目的とし、健康危機事象への対応に向けた研究を実施している。

2. 研究事業の成果

「健康危機における都道府県内の自治体・関係部局・関係機関との連携構築のための研究」（令和5年度）では、保健所設置自治体や保健所へのアンケート調査等により新型コロナウイルス感染症対応で保健所業務が増大した際の支援体制等の検証を行い、検証結果を踏まえた保健所設置自治体内での連携体制構築への提言をまとめた。

「保健所における感染症対応職員の役割機能強化のためのガイドライン及び研修プログラムの開発」（令和4～5年度）では、ヒアリング及びアンケート調査等により保健所における感染症対応職員の役割や研修実態を整理し、ガイドライン及び研修プログラムを作成した。

「ICTを用いた保健師活動アルゴリズム及び評価手法の開発と統括保健師による人材育成への活用」（令和5～7年度）では、人材育成の実態を即時に可視化・把握・比較できるツールを検討し、ツールの使用に関する活用ガイド（仮称：活用ガイド）骨子案を作成した。また、「自治体における災害時保健活動マニュアルの策定及び活動推進のための研究」（令和4～5年度）において、「市町村における災害時保健活動マニュアルの策定及び活動のためのガイド」が作成された。

「IoTを活用した建築物衛生管理手法の検証のための研究」（令和4～5年度）では自動測定器、IoTセンサーや、BEMS（※）データの活用可能性の検証などを行っており、これらの成果はデジタル原則に基づく新たな規制のあり方を検討するための科学的エビデンスとしての活用が期待される。

※BEMS：ビル・エネルギー管理システム（Building and Energy Management System）

地方公共団体職員を受講対象とした令和5年度生活衛生関係技術担当者研修会において、生活環境安全対策分野の令和5年度の研究成果を各研究課題の研究代表者から講義を行い、最新の知見をフィードバックした。

「CBRNE（※）テロリズム等に係る健康危機管理体制の国際動向の把握及び国内体制強化に向けた研究」（令和4～6年度）では、国内外のネットワークを通じて、CBRNEテロリズムについての国内外の最新の科学的・政策的知見を集約し、先行研究にて作成した「CBRNEテロ対策医療・救護支援ツール」の改定を行った。

※CBRNE：Chemical, Biological, Radiological, Nuclear, Explosive

3. 成果の評価

地域保健の成果に資するガイドの骨子作成等は、地域の人材育成や、健康危機発生時の地域保健体制構築の充実等、全国の健康危機管理体制の底上げ、均てん化に寄与した。生活環境に関する研究の成果は、各自治体での活用や、事業者の監督衛生指導、建築物

環境衛生管理基準の見直し等、生活環境の適切な保持に寄与した。CBRNE テロリズム等に係る研究の成果は、テロリズム発生時の対応について、行政担当者のみならず現場で対応する医療者とも共有することで、本邦における有事の対応の改善に大きな役割を果たした。自然災害対策の研究成果は、災害時保健医療福祉活動の包括的なマネジメント向上のための基礎資料として、対応能力の向上に寄与した。

4. 改善すべき点及び今後の課題

多様な健康危機課題を対象に、行政機関と関係機関・団体との連携のあり方や人材育成の方法等についての研究が実施されてきた。本研究事業は分野横断的対策と個別分野対策から成っており、時事の変化に柔軟に対応するためにも、平時と健康危機管理時の両面における行政機関の機能強化やマネジメントに関する研究推進を図ることが重要である。そのためには、今後、地方自治体や他省庁との連携をさらに充実させ、より実効性のある総合的な対策を打ち出すことが必要であり、そのためには関連機関と連携した研究が必須である。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和5年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

3) 終了課題の成果の評価

今回個別の研究成果の数値が得られた 298 課題について、原著論文として総計 2,852 件、その他の論文総計 1,017 件、学会発表総計 4,561 件が得られている。表 2 に研究事業ごとの総計を示す。なお、1 課題あたりの件数は、原著論文 9.6 件、その他の論文 3.4 件、学会発表 15.3 件であった。

厚生労働省をはじめとする行政施策の形成・推進に貢献する基礎資料や、診療ガイドライン、施策の方向性を示す報告書、都道府県への通知、医療機関へのガイドライン等、施策の形成等に反映された件数及び予定反映件数を集計したところ 229 件であった。具体例としては、「対策型健診における HPV 検査単独法による子宮頸がん検診マニュアル」、「健康づくりのための睡眠ガイド 2023」、「食物経口負荷試験の手引き 2023」、「介護領域のリハビリテーション手法手引き書」、「認知症支援ガイド」、「HIV 感染妊娠に関する診療ガイドライン」の作成、改定などの成果があった。一方、アンケート調査の回答が限定的であり、調査対象の実態を十分把握できなかったなどにより、目的とする成果が一部不十分であった研究課題があるとする事業が複数あったものの、全般的には、学術的な成果のみならず、施策への反映又は普及啓発活動に資する成果が得られており、終了課題については、概ね有効な成果が得られていると評価できる。

なお、本集計は令和 6 年 7 月 1 日時点の報告数を基礎資料としたものであるが、研究の終了直後であり、論文、学会発表、特許の出願及び取得状況、施策への反映等の数については今後増える可能性が高いこと、分野ごとに論文となる内容に大きな違いがあること、さらに研究事業によって研究班の規模等に差異があることなども考慮する必要がある。

表 2. 厚生労働科学研究費補助金の令和 5 年度終了課題の行政効果

研究事業	課題数	原著論文(件)		その他論文(件)		学会発表(件)		特許(件)		その他(件)	
		和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策への反映	普及啓発活動
政策科学総合研究（政策科学推進研究）	13	8	211	0	2	11	2	0	0	6	6
政策科学総合研究（統計情報総合研究）	1	5	2	0	0	12	3	0	0	0	0
政策科学総合研究（臨床研究等ICT基盤構築・人工知能実装研究）	4	4	5	1	0	9	3	0	0	0	2
政策科学総合研究（倫理的法的社会的課題研究）	1	0	0	0	0	10	0	0	0	3	0
地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究	3	1	3	0	0	8	2	0	0	0	3
厚生労働科学特別研究	41	3	2	13	10	30	0	0	0	9	12
がん対策推進総合研究（がん政策研究）	3	23	36	22	3	160	14	0	0	4	2
循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究	23	26	119	17	3	170	15	1	0	17	58
女性の健康の包括的支援政策研究	1	0	3	31	2	17	2	0	0	0	0
難治性疾患政策研究	29	271	715	251	184	996	188	6	1	37	569
腎疾患政策研究	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
免疫・アレルギー疾患政策研究	4	2	20	0	0	26	15	0	0	4	1
移植医療基盤整備研究	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
慢性の痛み政策研究	1	12	15	14	3	19	3	0	2	2	2
長寿科学政策研究	7	0	4	2	0	14	6	0	0	1	5
認知症政策研究	3	7	115	2	0	142	18	0	2	3	3
障害者政策総合研究	16	54	94	107	4	266	24	1	0	2	127
新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究	26	25	165	60	1	271	22	0	0	12	77
エイズ対策政策研究	16	38	106	71	70	340	25	0	0	11	58
肝炎等克服政策研究	2	6	79	1	0	39	20	0	0	0	1
地域医療基盤開発推進研究	39	22	70	31	3	185	14	2	0	12	72
労働安全衛生総合研究	5	8	7	4	1	47	5	0	0	1	2
食品の安全確保推進研究	15	18	101	18	21	163	14	0	0	7	60
カネミ油症に関する研究	1	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0
医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究	20	21	64	5	0	222	43	2	0	24	80
化学物質リスク研究	9	35	272	41	5	616	188	0	0	1	14
健康安全・危機管理対策総合研究	13	18	17	9	5	144	18	0	0	17	10
総計	298	607	2,245	700	317	3,917	644	12	5	173	1,164

（注 1） 各集計数は、研究者によって「厚生労働科学研究成果データベース」に登録された件数（令和 6 年 7 月 1 日時点）を反映している。「厚生労働科学研究成果データベース」では元々の終了予定年度で課題を管理しているため、件数には令和 4 年度に終了予定だった課題（令和 4 年度から繰り越し令和 5 年度に終了した課題）は含まれない。また、研究終了の直後であるため今後増える可能性が高いこと、分野ごとに論文となる内容に大きな違いがあること、さらに研究事業によって研究班の規模等に差異があること、なども考慮する必要がある。

（注 2） 表中の「普及啓発活動」には、研究成果についてのシンポジウム、講演会、市民公開講座の開催やホームページによる研究成果の周知などの実績が計上されている。

5. 研究事業全体の評価

令和5年度の厚生労働科学研究の成果を評価した結果、厚生労働省をはじめとする行政施策の形成・推進に貢献する基礎資料や、施策の方向性を示す報告書、都道府県への通知、医療機関へのガイドラインや学習資材等、施策の形成等に反映された件数及び予定反映件数を集計したところ 173 件あった。また、研究事業の成果は適宜、学術誌に掲載されるなどされており、終了課題に関する集計では 2,852 件原著論文がある等、学術的な成果が示されていた。これらのことから、行政課題の解決に資する成果を挙げている研究事業があるものと判断できる。

公募研究課題については、行政的に必要な研究課題が公募され、新規分と継続分を合わせて応募課題数の 86.6% (722/834) が採択され、必要性、緊急性が高く、予算的にも効率的な研究課題が採択・実施されていると考えられる。また研究の成果を踏まえた研究事業・課題の見直しも行われており、効率性は高いものと判断できる。

各研究課題に対する評価方法についても適宜整備されており、各研究事業の評価委員会の評価委員が各分野の最新の知見に照らして評価を行い、その結果に基づいて研究費が配分されており、また、評価委員会における中間評価では、当初の計画どおり研究が進行しているか否か到達度評価を実施し、必要な場合は研究計画の変更・中止が決定されるため、効率的に研究事業が運営されていると判断できる。

いずれの事業においても行政部局との連携の下に研究が実施されており、研究事業全体として、学術的な成果はもとより、施策の形成への反映等の行政への貢献の観点からも有効性は高いと評価でき、国民の健康・福祉の向上に一層資する研究がなされるよう、今後とも政策等への活用の観点も踏まえた研究成果の的確な評価委員会における評価及び評価結果を踏まえた研究の推進を図る必要がある。